

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分（以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十九に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十にそれぞれ指定し、並びに同条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第一号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合は、又は当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分（以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十九に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十にそれぞれ指定し、並びに同条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合には、当該構造計算は、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第一号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合は、又は当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基</p>

づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号口に規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一〇第二 (略)

第三 グラウト

ポストテンション法による場合に次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が有効なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは、緊張材の防性に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下がないものとしなければならない。

一〇二 (略)

第四〇第八 (略)

第九 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十三号第二号ニ及び第三号に定める構造計算によつて変形又は振動による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

一〇二 (略)

2 前項の床版のうちプレキャストプレストレストコンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一〇二 (略)

第十〇第十一 (略)

第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチ

づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号口に規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一〇第二 (略)

第三 及びグラウト

ポストテンション法による場合に次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が有効なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは、緊張材の防性に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下がないものとしなければならない。

一〇二 (略)

第四〇第八 (略)

第九 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十三号第二号ニ及び第三号に定める構造計算によつて変形又は振動による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

一〇二 (略)

2 前項の床版のうちプレキャストプレストレストコンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一〇二 (略)

第十〇第十一 (略)

第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチ

メートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならぬ。ただし、次のいずれかに定める基準のいずれかに適合する場合にあつては、この限りでない。

イ（略）

ハ 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合。この場合において、同項第五号中「令第七十九条第一項（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第七十九条の三第一項（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）とあるのは、「昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二号第一号本文」と読み替えるものとする。

二（略）

第十三号第十七（略）

第十八 限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

一（略）

六 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号の地震力を考慮して、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一号に定める構造計算により風圧並びに地震その他の地震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

ロ 特定天井が、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一号の規定に基づく構造計算によつて荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、平成

二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める

チメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならぬ。ただし、次のいずれかに定める基準のいずれかに適合する場合にあつては、この限りでない。

イ（略）

ハ 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合。この場合において、同項第五号中「令第七十九条第一項（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）又は令第七十九条の三第一項（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）とあるのは、「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二号第一号本文」と読み替えるものとする。

二（略）

第十三号第十七（略）

第十八 限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

一（略）

六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号の規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一号に定める構造計算により風圧並びに地震その他の地震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

2

(略)

第十九〜第二十 (略)

2

(略)

第十九〜第二十

(略)